

第29回 福岡市・北九州市 国家戦略特別区域会議 北九州市提出資料

令和4年2月28日

資料7



開業ワンストップセンター
行政書士による相談対応

開業ワンストップセンターと雇用労働相談センターが、創業支援施設「COMPASS小倉」に同時オープン！（令和3年3月）



あたらしいことを、はじめやすい都市。

福岡県北九州市。

雇用労働相談センター
オンライン相談窓口

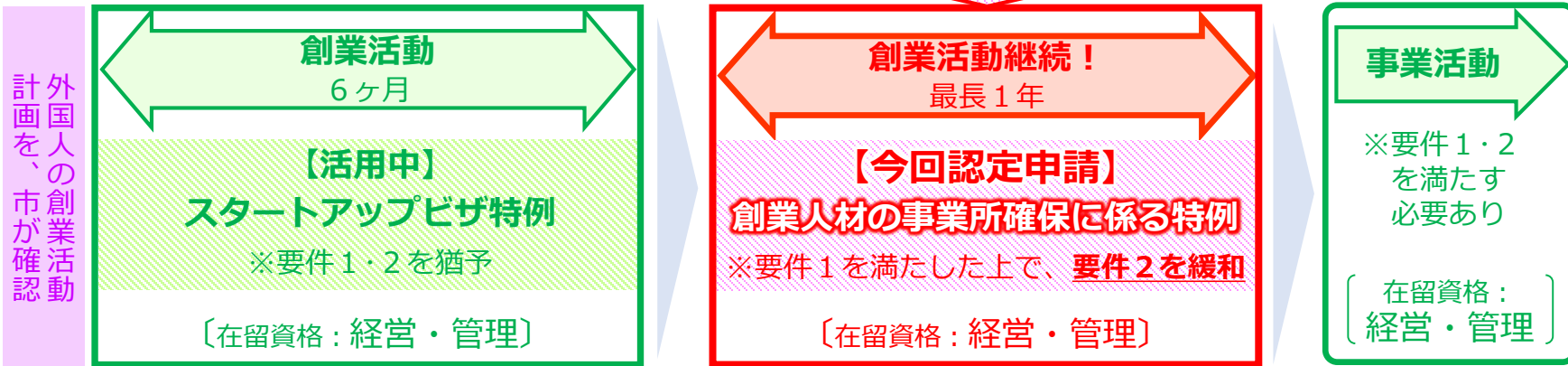
国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業 〈創業人材の事業所確保に係る特例〉

課題

外国人が、日本での起業に必要な在留資格「経営・管理」の取得要件として、**事業所の確保**が必要となるが、**賃料の高い事業所用オフィス**を、**すぐに確保することは困難**

特例活用

国家戦略特区のスタートアップビザ特例を活用した外国人について、**最長1年間、コワーキングスペースやシェアオフィス等も事業所として認める**



※在留資格「経営・管理」の要件：【要件1】2人以上の常勤職員 又は 500万円以上の出資金等 かつ 【要件2】事業所の確保

国家戦略特区の更なる活用により、国から選定された「スタートアップ・エコシステム推進拠点都市」の実現を更に加速化！

世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略
スタートアップ・エコシステム推進拠点都市



- ・スタートアップSDGsイノベーショントライアル事業
- ・グローバルアクセラレーションプログラムによる伴走支援
- ・IoT Maker's Project



- ・開業ワンストップセンター
- ・雇用労働相談センター
- ・高度産業技術実証ワンストップサポートセンター
- ・創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例（スタートアップビザ）
- ・**創業人材の事業所確保に係る特例**



特例の概要

本市が認定した以下の助成等を受ける企業で就労する外国人材を対象に、在留資格「高度専門職」の許可取得に必要なポイント制度において、**「+10点」の特区特別加算が可能。**

＜ポイント計算イメージ＞

項目	要件	点数
学歴	日本の大学・大学院卒業	10点
	修士号	20点
職歴	3年以上5年未満	5点
年齢	30歳未満	15点
年収	400～500万円	10点
特別加算	特区特例	10点
合計		70点

＜在留資格の比較＞

	技術・人文知識・国際業務	高度専門職
在留期間	中小企業は当初1年更新 (上場企業等は5年更新)	5年更新
永住許可要件	在留歴10年	在留歴3年(70点以上) 在留歴1年(80点以上)
親の帯同	×	○
配偶者の就労	週28時間以内の 資格外活動のみ	「技術・人文知識・国際業務」 「研究」「教育」「興行」分野
入国管理局での 在留手続き優先処理	×	○

**合計70点以上で、
在留資格「高度専門職」の許可取得！
出入国管理上の優遇措置の対象に！**

＜対象助成等＞

- グリーンアジア国際戦略総合特区における固定資産税の課税免除
- 北九州市環境未来技術開発助成
- 北九州市サステナブル環境ビジネス展開事業助成金

- 大学・大学院を卒業し、高度な専門知識や技術を有する優秀な外国人留学生の市内就職を促進！
- 優秀な外国人材の「高度専門職の早期取得」により、生活・就労環境をより良くし、更なる活躍を支援することで、地域産業の国際競争力の強化とダイバーシティの推進を目指す。